

説教余滴 2020 年 10 月 4 日《ギンズバーグ判事》

ルース・ベイダー・ギンズバーグ (Ruth Bader Ginsburg、1933 年 3 月 15 日～ 2020 年 9 月 18 日) はアメリカ合衆国最高裁判所の判事。ビル・クリントン大統領から 1993 年に指名されました。死去するまで 27 年間にわたって連邦最高裁判所の座にあり、とくに性差別の撤廃を求めるリベラル派判事の代表的存在としてアメリカ社会で大きな影響力を持ちました。

連邦裁判所判事、日本の最高裁判所判事に当たります。しかし、その権威や知名度、影響力は比べ物になりません。

三権分立の原則は、英国の植民地だった地位から独立した合衆国が建てた制度です。

植民地時代のアメリカの宗主国は英国でしたが、アメリカはその強大な王権に苦しみました。そのため、アメリカ建国の父たちは、連邦政府の権限をなるべく小さく制約しようと考えます。司法権を独立させ、行政権への牽制力を強く持たせる設計は、そうした考えに基づきます。最高裁の独立性を保つため、判事は終身職とすること、が憲法で定められた。最高裁判事は大統領が指名し、議会上院が承認することとした。

ギンズバーグ氏は、1971 年の裁判で、「すべての人に対する法の下での平等」を定めた憲法修正 14 条は女性にも適用される、という解釈を初めて勝ち取ります。逆に言えば、わずか 50 年前までアメリカでは憲法解釈上、「すべての人」に女性は含まれておらず、男女同権ではなかった訳です。ギンズバーグ氏の勝訴は、まさに歴史的な業績と言えます。ギンズバーグ氏は、憲法は平等をうたいながら、その条文の中に差別的解釈の余地を残し、差別を促し、それを固定化する役割を果たしている、と考えました。肌の色、血筋、職業、言語、すべての分野での差別を拒絶しました。公民権運動の強力なバックアップでした。